

令和2年7月30日

株主各位

愛媛県宇和島市丸穂甲 1064 番地 2
株式会社 ダイニチ
代表取締役 玉 留 一

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、令和2年9月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため、令和2年8月14日(金曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主とすることを定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

事務取扱場所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上